（様式1）　最終更新日：令和８年10月29日

公益財団法人佐賀県スポーツ協会　スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。（参考URL：https://sagaken-sports.com/main/12.html）

原則	審査項目	自己説明
［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	組織運営に関する中長期基本計画として、現在、佐賀県が取り組んでいるＳＳＰ（ＳＡＧＡスポーツピラミッド）構想について、当協会も連携して取り組んでおり、基本的に同構想を中長期の基本計画と位置付けている。令和３年度の理事会において「ＳＳＰ構想（ＳＡＧＡスポーツピラミッド構想）を共に実現するための取組み」として、その概要及び中長期の基本計画とする旨を報告し、当協会HP上で公表している。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	当協会の役職員については、「役・職員等倫理規程」を整備し、基本的責務や遵守事項等を定めている。加盟団体については、「加盟団体規程」を整備し、法令等の遵守を規定している。また、当協会ＨＰ上で公表している。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	「公益財団法人佐賀県スポーツ協会定款」を策定し、評議員、役員（理事、監事）、専門部会の設置及び事務局等を規定し、法人運営を行っている。また、当協会ＨＰ上で公表している。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人の業務に関し、「事務局の組織規程」をはじめ、「職員就業規程」「公印規程」「決裁規程」「文書規程」等を整備し、これに基づき組織運営を行っている。また、当協会ＨＰ上で公開している。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	「役員等の報酬等及び費用に関する規程」を整備し、当協会ＨＰ上で公開している。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	当協会の基本財産及びその他の財産に関する維持及び処分等に関して、「資産管理運用規程」を整備し、当協会ＨＰ上で公開している。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	当協会の財政的基盤を整えるため、ＳＳＰ基金を造成し、幅広い関係者（企業、団体、個人等）から寄付を募ることとしている。当該基金の管理、運営及び使用に関する取扱いについては「公益財団法人佐賀県スポーツ協会ＳＳＰ基金管理委員会規程」を整備し、適切な管理を行っている。また、当協会ＨＰ上で公開している。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	当協会定款第４条第１項第５号において，国民スポーツ大会に参加する競技者の選出に係る事業を行うとしており、選手の選考については「競技力向上委員会規程」第４条第４号で国民スポーツ大会における選手団の選手・監督の編成に関することを当該委員会の事業として位置付けている。規程については、当協会ＨＰ上で公開している。
［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会における加盟団体（準加盟団体を含む。）の理事長や事務局長等が参加する会議等を通じて、啓発等を行っている。
［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	国民スポーツ大会に参加する選手や監督、指導者に対し、アンチドーピングに係る研修会や啓発の相談会等を通じて実施している。
［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	「会計規程」を整備し、公益法人会計基準の運用指針（平成２０年４月１１日　内閣府公益認定等委員会）等の一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に準拠して処理している。また、公認会計士から会計に関する指導・助言を受け、決算についても、監事３名による監査を実施している。

原則	審査項目	自己説明
［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	各補助金や委託金などによる事業の実施について、要綱等に定められた規定を遵守の上、当協会「会計規程」に則った事務処理を行うとともに、補助者や委託者に確認を取りながら、当協会の「決裁規程」に基づき決裁を得た上で執行している。 また、事業の実施にあたっては、理事会・評議員会で事業計画及び予算の承認、事業終了後には、事業報告及び決算の承認を得ている。
［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	理事会・評議員会で承認された事業計画・予算及び事業報告・決算については、当協会ＨＰ上で公開している。また、「情報公開に関する規程」により、当協会が管理する情報の公開に関し必要な事項を定めている。
［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考に関しては、原則、競技団体において、中央競技団体の助言、指導により行われるものであるが、当協会としては、JSPOから発出された「代表選手選考に関する指針」の内容を十分配慮した選考が行われるよう、関係競技団体へ周知している。なお、同指針については、当協会ＨＰ上で公表するとともに、各競技団体の選考基準についても公表している。
［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況について、当協会ＨＰで公表している。
［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	「加盟団体規程」により、各加盟団体の事業報告や収支決算書等の確認等を行う中で、適正な業務執行への助言や支援等を行っている。
［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	各加盟団体（競技団体）へのコンプライアンスに係る研修等や組織運営の助言等を行っている。また、加盟団体から毎事業年度、役員名簿や事業計画・報告、予算・決算等の報告を受けるとともに、ガバナンスコードの確認公表等の必要性を周知することで、各団体の適切な組織運営を促している。